

環境 だより



環境に関する補助金制度

住宅用太陽光発電システム設置補助金制度

補助対象 町内において自らが所有し、かつ、居住する住宅に太陽光発電システムを設置しようとする方や新築住宅に設置する方、太陽光発電システム付き住宅を購入する方。

補助金額 太陽電池出力値1キロワットあたり2万円(4キロワット(8万円)を上限とします。)

予算の範囲内で先着順に受付ますので、予算がなくなりしだい受付を終了いたします。

※検討されている方は、他にも条件などがありますので、事前に環境経済課にお問い合せください。

雨水利用補助制度

補助対象 雨水の有効利用や防災対策の観点から、雨水利用簡易貯留施設を設置される方に補助金を交付します。

▽下水道に接続し不要になった浄化槽を雨水利用簡易貯留施設に転用する方

補助金額 当該清掃および工事に要する経費の2分の1の額または、8万円のいずれか少ない額(1世帯1基まで)

▽簡易貯留施設を新たに設置する方

補助金額 当該設置の購入および工事に要する額の2分の1の額または、2万5000円のいずれか少ない額(1世帯2基まで)

※共同住宅、アパート、コーポ、事業所は除きます。

ごみ処理機器購入補助制度

補助対象 一般家庭から排出される生ごみを処理する機器を大口町の販売店から購入する方に補助金を交付します。

▽たい肥化容器

容器の一部を埋め込むなどし、生ごみをたい肥化させる容器

補助金額 たい肥化容器を購入する場合は、購入価格の2分の1の額または、5000円を限度とする。

(1世帯2基まで)

▽生ごみ処理機

微生物を投入し、手動または電動でかくはんすることにより、生ごみの分解を促進させ、一部をたい肥等にする機器または、微生物等は投入せず、生ごみを熱風で乾燥し減量させる機器

補助金額 生ごみ処理機を購入する場合は、購入価格の2分の1の額または、4万円を限度とする。(1世帯1基まで)

※脱水および粉碎の方法による生ごみ処理機は対象外です。

スズメバチ類駆除補助金

補助対象 町内にお住まいの皆さんに危害を及ぼす恐れのあるスズメバチ類の被害を最小限に防ぐため、スズメバチ類の営巣の駆除をおこなう方に補助金を交付します。

補助対象 スズメバチ類の営巣を駆除することに要した経費の2分の1の額とし、5000円を限度とする

※事前に町職員による確認が必要になりますので、ご注意ください。

大口町合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度

補助対象 公共下水道計画区域および農業集落家庭排水区域以外の区域

域において既設の単独処理浄化槽又は汲み取り便所を廃止し、合併処理浄化槽を設置しようとする方。ただし、住宅の新築や全部の改修の方は除きます。

補助金額 合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、人槽によって限度額があります。

※浄化槽について

▽単独処理浄化槽

し尿のみを処理するもの

▽合併処理浄化槽

し尿と洗たく、お風呂など雑排水等を併せて処理するもの

問合せ先 環境経済課

☎95-1613

お詫びと訂正

広報おおくち2月号24ページに掲載の「まちの話題」における、「楽しみにしていたパン教室」の内容に誤りがございました。

正しくは次のとおりです。深くお詫びを申し上げますとともに、訂正させていただきます。

(誤) 大口北保育園

(正) 大口中保育園